

「過重労働解消キャンペーン」に関する協力要請を

県内の主要な労使団体等に行いました

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされており、この月間に併せて11月を「過重労働解消キャンペーン」期間として、栃木労働局では過重労働の解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を実施しております。

この取組の一環として、栃木労働局では本キャンペーン期間を前に、県内の主要な労使団体等に対し、長時間労働の抑制や過重労働の解消、年次有給休暇の取得促進等の積極的な取組に向けた協力要請を行いました。

白兼労働局長は、10月7日に日本労働組合総連合会栃木県連合会の加藤会長を、同月11日に（一社）栃木県経営者協会の青木会長、（一社）栃木県労働基準協会連合会の藤澤会長をそれぞれ訪問し、また、同月17日には栃木県商工会連合会の稲葉専務理事、（一社）栃木県商工会議所連合会の黒川常務理事、栃木県中小企業団体中央会の加藤専務理事に、「過重労働解消キャンペーン」等に関する協力要請を行いました。

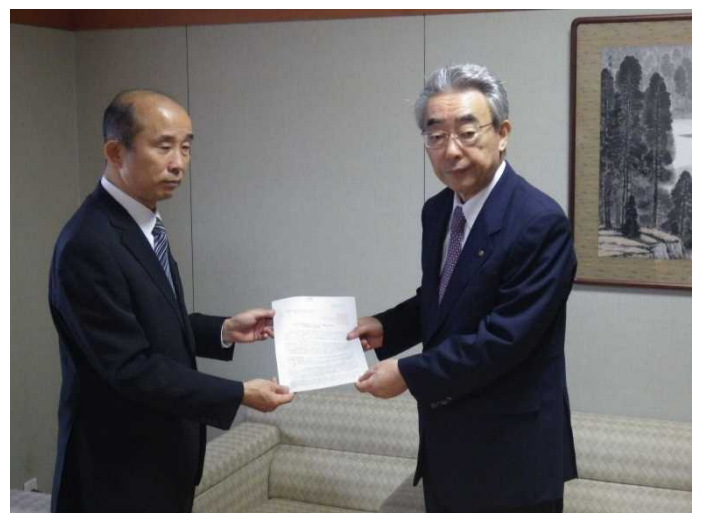
長岡労働基準部長は、10月14日に（公社）栃木県経済同友会の五家専務理事、（一社）栃木県トラック協会の近藤常務理事、（一社）栃木県バス協会の島田専務理事、（一社）栃木県タクシー協会の鉢村専務理事を、同月17日に（一社）栃木県建設業協会の渡邊会長を、また、同月19



（（一社）栃木県経営者協会の青木会長に協力要請する白兼労働局長）



（日本労働組合総連合会栃木県連合会の加藤会長に協力要請する白兼労働局長）



（（一社）栃木県労働基準協会連合会の藤澤会長に協力要請する白兼労働局長）



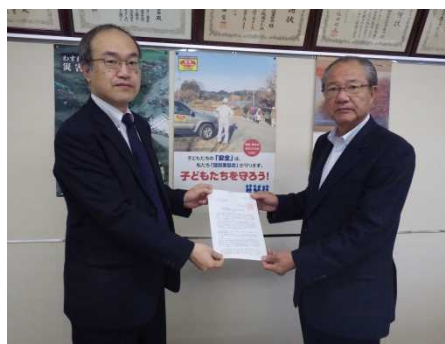
(左から (一社) 栃木県商工会議所連合会の黒川専務理事、栃木県商工会連合会の稲葉専務理事、栃木県中小企業団体中央会の加藤専務理事に協力要請する白兼労働局長)

日に栃木県社会保険労務士会の森田会長をそれぞれ訪問し、協力要請を行いました。

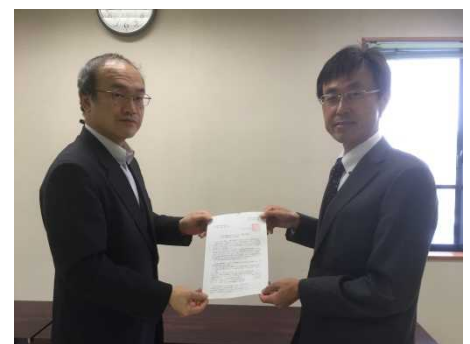
栃木県においては、労働者一人あたりの労働時間が平成27年で1843時間（全国1785時間）（※）と全国平均より長く、より一層の長時間労働の削減に向けた取組が求められています。長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等により働きやすい環境を作ることは、労働者のモチベーション（やる気）を高めることによって魅力ある企業となり、また、新たな人



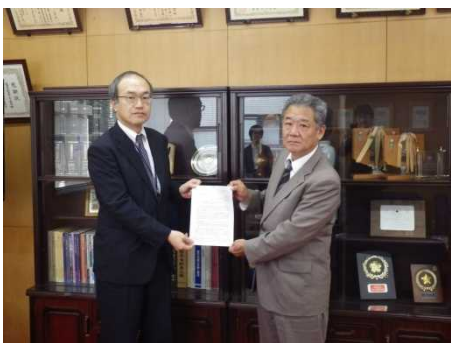
((公社) 栃木県経済同友会の五家専務理事に協力要請する長岡労働基準館長)



((一社) 栃木県建設業協会の渡邊会長に協力要請する長岡労働基準館長)



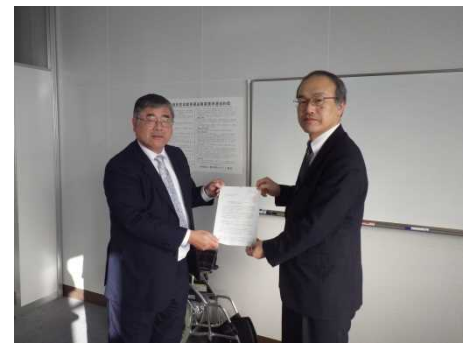
(栃木県社会保険労務士会の森田会長に協力要請する長岡労働基準館長)



((一社) 栃木県トラック協会の近藤専務理事に協力要請する長岡労働基準館長)



((一社) 栃木県バス協会の島田専務理事に協力要請する長岡労働基準館長)



((一社) 栃木県タクシー協会の鉢川専務理事に協力要請する長岡労働基準館長)

材確保、生産性の向上にもつながり、企業にとっても大きなメリットがあります。また、魅力ある企業が増えることで地域の雇用が促進され、地域の活性化にもつながります。

栃木労働局では、今後とも、長時間労働の抑制や過重労働による健康障害の防止に取り組んでまいります。

※：毎月勤労統計調査（事業所規模30人以上）による。